

明治十四年巡幸における奉迎準備と地域社会の対応—山形県を事例として— 修正表

鈴木 敦史 Vol.19 13-22頁 (2021)

頁 行	修正後	修正前
13 右5	道路整備を <u>はじめ</u> 県庁	道路整備を <u>始め</u> 県庁
14 左17 左33 左36 左36	近代化の <u>成果</u> その際本稿では、 めぐる、 <u>より</u> 地域社会の <u>人々の</u> 生活実態	近代化と <u>その</u> 成果 <u>上記の課題</u> に対して本稿では、 めぐるより 地域社会の生活実態
15 左18-23 左22-23 右24 右28 右49	削除 就き、 <u>県内各地域の開化と近代化を土</u> <u>木行政によって更に進め、その成果の</u> 訪問地 <u>となった</u> 業が <u>県下の</u> 籠が <u>通過する</u> 際には	1876（明治9年）8月に第2次酒田県他諸 県が再編されて新制山形県が成立して も、三島は山形県令として引き続きそ うした課題を抱きながら県政運営にあ たった 就き <u>土木行政を進め、その成果の</u> 訪問地 <u>の</u> なった 業が <u>山形へと</u> 出向き、 <u>県下の</u> 籠が <u>通過した</u> 際には
16 左25 左30 左49 右2 右45 右12 右25 右28 右31 右40	こうした <u>光景</u> は、 学校生徒の対応にも <u>見られた。</u> 沿道の <u>各県</u> 各県に 対応が と <u>ある。</u> 灯を掲げても <u>良いこと</u> や 地域の <u>実状</u> に応じた 天皇が見分する 一方で、 <u>「心得書」のなかの「取調奏</u> <u>上事項」</u> では	こうした <u>対応</u> は、 学校生徒の対応も <u>また同様であった。</u> 沿道の <u>県</u> 各府県に 対応を と <u>されている。</u> 灯を掲げることや 地域の <u>実情</u> に応じた 天皇が訪れて見分する 一方で、 <u>「取調奏上事項」</u> には
17 左1 左2 左47 右7 右21 右28 右49	の箇所」を <u>はじめ</u> とした、 <u>県内の</u> 事項を <u>挙げる</u> など、 一大事と <u>みなされ</u> 得た 能力と <u>みなされ</u> た 飽海郡長が <u>戸長へと</u> 連なる上意下達の準備体制が <u>徹底</u> 巡幸を心待ちに	の箇所」 <u>など</u> 、 <u>県内の</u> 事項など、 一大事と <u>見做され</u> 得た 能力と <u>見做され</u> た 転任した飽海郡長が <u>戸長と</u> いった上意下達の準備が <u>徹底</u> 巡幸を <u>いかに</u> 心待ちに
18 右8	「寄り集ひ相談」	「寄り集ひ」—「相談」

18 右19 右23 右24	(山形県教育会,1916,97) と照会し 財政負担をめぐって 次のような	(山形県教育会,1916,97) 一と照会し 財政負担をめぐって 次のような
19 右18 右18-19	願い出たとか、 <u>或いは</u> 郡役所から <u>配慮があった</u> というが	願い出たとか <u>或は</u> 郡役所から <u>注意を受けた</u> というが
20 左27 左30 右29-30	上ノ山地方 多端は、 親子兄弟間での論争	上の山地方 多端な状況は、 親子兄弟論争
21 左5 左27 左27 右9 右9-10	待たずに急死 三島の指示を、 <u>地域で</u> <u>実行するべく</u> 成期の <u>地域社会</u> における 役割の一端を担ったと言えよう	待たずに山形市街の写真師宅で急死 三島と <u>地域の人々の関係を</u> <u>媒介するべく</u> 成期における 役割を果たしたと言えよう
22 註1 左8 註1 右1 要旨9	『郵便報知新聞』 厳しい統制が布かれた。 <u>新聞</u> をはじめとして	『郵便法新聞』 厳しい統制が布かれ、 <u>新聞</u> を始めとして